

「仙台市歴史的公文書選別基準」運用ガイドライン（案）

（令和5年 月 日総務局長決裁）

1 趣旨

このガイドラインは、仙台市歴史的公文書選別基準（令和5年 月 日市長決裁。以下「選別基準」という。）の運用における考え方について定めるものとする。

2 選別基準における「基本的な考え方」について

公文書は、市の諸活動や歴史的事実の記録である。市は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書を作成しなければならない。その中でも「市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上での重要な情報が記録されたもの」については、現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるよう、「歴史的公文書」として適切に保存していく必要がある。

「市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上での重要な情報が記録されたもの」とは、次の各号のいずれかに該当する公文書を指し（選別基準Ⅰ）、その考え方は当該各号に定めるとおりである。

- (1) 本市の制度、計画、事業等の成り立ちや変遷が記録されたもので、行政運営の推移が分かるもの
 - ・ 本市の政策の検討過程及び決定過程、当該政策の実施結果、実績、変更の検討・実施、廃止の検討・実施に関する情報（検討資料、説明用資料、起案文書、実施報告等）が記録されている文書を指す。
 - ・ 本市が設置した機関や団体も、本市の行政運営の一端を担っていることを踏まえ、その設置、統合、廃止に関する記録についても、行政運営の推移を示すものとして保存する。
- (2) 市民の権利又は義務に関し重要な情報が記録されたもの
 - ・ 行政作用の執行は、市民の権利や義務に大きな影響を及ぼすことがある。市民の権利を制限し、又は市民に義務を課す行政行為については、国が法律で定めるほかには条例に拠ることとされており、その制定過程や手続に係る文書について保存する。
 - ・ 市民がその権利や義務に関し、本市に対し行った不服申立てや本市を当事者とする訴訟の提起等に関する情報についても、同様に保存する。
- (3) 本市行政の貴重な例証が記録されたもの
 - ・ 本市の行政区域の変遷の記録（他の市町村との廃置分合及び境界変更、市区域内における町字の境界変更、町名整備、住居表示などの本市の区域の内容や表記に関する情報）、政策立案や執行に影響を与えた事件、自然災害、社会状況等の記録（市民等からの陳情、要望等、国際交流の記録、他自治体との連携、本市の被災記録、防災対応等）については、本市行政の例証を示す文書として保存する。

- (4) 本市の歴史又は特性に係る情報が記録されたもの
- ・ 市民の多くの関心事項となる本市に関わる事件、事例の記録について、本市の歴史や特性に係る情報として保存する。
 - ・ 本市における学術の成果や顕彰、文化、スポーツ、学術等の功績に関する情報
 - ・ 本市に関わる歴史的な事件（戦災、東日本大震災等）の記録
 - ・ 本市が行った広報活動に関する情報、本市が主催・共催した式典やイベントに関する情報

3 選別基準における「個別的基準」について

個別的基準（選別基準Ⅱ）の具体例は、別紙1～3のとおりとする。

ただし、次の各号にいずれかに該当するものについては、原則として「市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報が記録されたもの」に該当せず、移管の対象としないものとする。

- (1) 個人情報主体で、同種のもの大量に存在する文書（一部については資料として収集する。）
 - ・ 給付申請書、被災証明発行依頼書等
- (2) 事業の執行に伴い義務的に発生する庶務的な文書
 - ・ 物品購入（修繕）執行伺書・見積書、支出伺書、受領書、庁内通知（收受したもの）、出納兼請求払出簿、郵便発送簿
- (3) 定例的・定型的な業務に関する契約書、申請書、承認書等の文書
 - ・ 職員の人事・労務・厚生に係る届出、賃貸借契約、証明等発行申請書
- (4) 簡易な手続に関する文書
 - ・ 庁内手続（利用申込み、登録等）申請、庁内照会への回答

附 則

このガイドラインは、令和5年7月 日から実施する。